

## 学校開放事業の再開に関する注意事項

### 1 はじめに

学校開放事業は学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放するものです。教育活動に影響を与えないよう、学校・運営団体・利用者がそれぞれ感染拡大防止に最大限努めながら活動する必要があります。

現時点では、新型コロナウイルス感染症は「飛沫感染」「接触感染」の2つの感染が考えられます。集団感染のリスクが高まるとされる「密閉」「密集」「密接」となる状況を避けるなど必要な感染拡大防止対策が可能な場合にのみ、学校開放事業を再開してください。

### 2 再開に向けた事前調整

運営団体は再開にあたり、施設管理者である学校と必ず事前に調整を行います。

別紙1「学校開放事業の再開に関する事前調整チェックシート【学校・運営団体用】」を活用し、再開日時、感染拡大防止対策の実施内容、学校備品の利用、設備の消毒等について、学校と運営団体の双方で確認したうえで、学校開放の再開を調整してください。

### 3 別紙1「学校開放事業の再開に関する事前調整チェックシート【学校・運営団体用】」について

事前調整で話し合った内容を、文書でもって学校と運営団体双方で確認してください。チェックシートには再開に最低限必要な事項をまとめています。その他、各学校・運営団体において必要な項目を追加して使用してください。

なお、チェック欄を全て埋めた記入済みのチェックシートは、運営団体の代表者の記名押印のうえ学校に提出し、写しを運営団体で保管します。

#### (1) 再開に向けた事前準備

##### ア 利用してよい場所の決定

次の条件を考慮したうえで、事前調整時に使用場所を決めてください。

活動場所	再開の可否	条件
校庭	○ (条件付き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、周囲の人となるべく距離（少なくとも2m）を空ける</li> <li>・強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける</li> <li>・運動、スポーツを行っていない間の会話時にマスクを着用する</li> <li>・近距離での会話や大声での発声を避ける</li> </ul>
体育館、武道場	○ (条件付き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・換気を十分に行い、運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、周囲の人となるべく距離（少なくとも2m）を空ける</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける</li> <li>・運動、スポーツを行っていない間の会話時にマスクを着用する</li> <li>・近距離での会話や大声での発声を避ける</li> <li>・武道など至近距離での接触が多い種目は、感染の可能性が高いため当面不可</li> </ul>
特別教室	○ (条件付き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・換気を十分に行い、人と人の間隔が2 mとれる範囲の定員とする(利用人数制限)</li> <li>・マスクを着用する</li> <li>・大声での発声を伴う(コーラス、歌唱等)利用、吹奏楽器の演奏、ダンス、体操等運動系の利用は感染の可能性が高いため当面不可</li> </ul>
市民図書室	○ (条件付き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・換気を十分に行い、室内の利用人数の調整を徹底する</li> <li>・利用者に手をよく洗う(手洗いができない場合はアルコール消毒を行う)よう周知する</li> <li>・マスクを着用する</li> <li>・利用者同士の会話や接触を極力行わないよう周知し、市民図書室世話人も貸出作業など運営の際は必要最小限の会話や接触に留める</li> </ul>

#### イ 使用してよい用具の確認

学校開放で使用する用具は利用者が用意します。クラブや登録団体が所有する備品や消耗品を学校に保管することは原則禁止です。運営団体が個別に学校と調整している場合は次のとおり再度調整してください。

(7) 学校に許可を得て校内保管している備品等がある場合

備品の保管場所、取り扱い、消毒方法について、運営団体は必ず学校と調整し、合意した内容を実施してください。

(i) 学校備品を借りて活動している場合

運営団体は学校備品を引き続き使用して問題ないか、必ず学校に確認してください。あわせて、備品の取り扱いや消毒方法について学校の指示に従ってください。

#### ウ 活動後に消毒する場所の確認

学校施設の消毒については、学校の消毒方法に準じて、事前調整の際に消毒する範囲を話し合いにより決めてください。表面についたウイルスは付着する場所によりますが、数日間には感染する力を持つと言われています。利用場所および手洗い場やトイレなど共用部分も含めて、使用した場所の手指が良く触れる場所を消毒してください。

#### (ア)主な消毒場所（例示）

ドアや窓のノブ・引手、手すり、照明等のスイッチ、インターフォンなどの機器のボタン、水道の蛇口・レバー、流し、便器の蓋・便座、水栓レバー等、ペーパーホルダー、共用の道具・物品、ほうき等の清掃用具など

#### エ 消毒方法

**消毒に必要な物品は運営団体または各利用団体にて用意**します。

##### (ア)消毒に使用するもの

消毒液の作り方は別紙5 経済産業省等のポスター「身の回りを清潔にしましょう。」  
「ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう」をご参照ください。また、ホームページ等で常に最新の情報を確認するようご注意ください。

- ・濃度を 0.05%に薄めた塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）
- ・濃度を 0.05%～2%に薄めた一部の界面活性剤を含む家庭用洗剤

##### (イ)消毒方法

消毒液を十分に含ませた布等で、一方向から拭き取った後に乾拭きします。

※金属部分は腐食する可能性があるため、消毒液で拭き取り後に水拭きします。

##### (ウ)消毒時の注意

消毒作業中は消毒液を吸い込まないよう換気をよく行ってください。また、消毒液が直接肌に触れないよう手袋やマスクを着用し、消毒後は良く手を洗ってください。

※児童生徒等には次亜塩素酸ナトリウムを扱わせないようにご注意ください。

#### オ 活動してよい利用者の周知

次の条件を満たす利用者のみ活動してください

- ・利用団体に正式に所属している（家族を含め、利用団体以外の人を同行しない）
- ・健康観察により、体調に異常がない
- ・基礎疾患があるなど免疫が低下している状態ではない

※見学、観戦・応援、見守り、家族の同行など目的を問わず、**「条件を満たしていない方は来校しない」**よう周知徹底してください。また、児童の送迎で来校する場合も、校内に立ち入らず、必要最小限の人数・時間で行ってください。

#### カ 利用者の健康観察の仕方の周知

利用者は**来校前に必ず検温**することを徹底してください。検温により、37.5度以上の場合や味覚・嗅覚の異常や倦怠感等明らかな体調不良がある場合は活動に参加せず、自宅で休養してください。また、同居家族や身近な知人に感染が疑われる、基礎疾患がある、免疫が低下している、妊婦など重症化のリスクが高い利用者は、活動を自粛してください。

#### キ 利用者の確実な把握の仕方（名簿等）の周知

感染判明時に備え、利用団体の代表者は**施設を利用した利用者の氏名及び緊急連絡先**を把握し、**名簿等を作成**してください。※連絡網・名簿の様式は問いません。

※必要に応じて区福祉保健センター等の公的機関へ提供され得ることを、利用者へ事前に周知してください。

**ク 利用者に試合や大会、合同練習などを行わないことを周知する**

活動場所の密集を避けるため、当面の間、複数団体での共同利用、合同練習、練習試合を含めた試合や大会、それらに類する多人数での活動は中止してください。

**ケ 利用の仕方を利用者全員に周知徹底する**

利用者全員が感染防止対策を徹底して実施できるよう、別紙2「学校開放事業を利用する皆さんへ」を**利用者全員に配布**してください。また、別紙3「学校開放利用時の感染症対策チェックシート【利用団体用】」を活用し、学校と運営団体間の事前調整で決定した内容も併せて利用団体に周知徹底してください。

**コ 別紙3「学校開放利用時の感染症対策チェックシート【利用団体用】」の集約・保管**

利用団体がチェック欄を全て埋めたうえで代表者が記名押印したものを、**運営団体が集約し保管**してください。学校へ提出する必要はありませんが、必要に応じて学校から閲覧や提出を求められる場合がありますので、ご承知おきください。

**サ 消毒剤を確保する**

消毒液や石鹼など**必要な物品は運営団体または各利用団体にて用意**します。

**(ア) 手指の消毒**

手洗いの徹底ができない場合はアルコールによる手指の消毒を行います。消毒用アルコールを使用する場合は、アルコール濃度70%以上の製品を使用します。

**(イ) 物の表面の消毒 ※詳細は3ページ(1)エ、別紙5をご確認ください**

- ・濃度を0.05%に薄めた塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）
- ・濃度を0.05%～2%に薄めた一部の界面活性剤を含む家庭用洗剤

※古くなった製品は効果が薄いためご注意ください。また、希釈した消毒液は保管せず、すぐに使用してください（作り置きは効果がないため）。

**(2) 活動前**

**ア 検温や健康観察**

3ページ(1)カを参考に事前調整で決まった内容を徹底して実施します。

**(3) 活動中**

**ア 参加者の人数確認**

利用団体の代表者は活動当日の参加人数を確認し、別紙4「学校開放事業参加者記録簿」を参考に日ごとの参加者を記録してください。また、利用者の体調に注意し、発熱等の風邪の症状がある場合は自宅で休養することを徹底します。

※記録簿は独自様式で構いませんが、3ページ(1)キの名簿等とともに保管します。

**イ 3密を避ける取組**

**(ア) 密閉を避けるためこまめな換気を行う**

天候や気温等可能な限り常時、2方向の窓を同時に開けて換気を行ってください。  
※体育館のような広い場所、人の密度が低い状態であっても、換気は行ってください。また、エアコン使用時も換気は必要です。

(イ) 密集を避けるため身体的距離（2 m）を確保する

人との間隔はできるだけ2 m（最低1 m）空けてください。

(ウ) 密接をさけるため近距離での会話、大声での発声を避ける、マスクを着用する

飛沫を飛ばさないよう常時マスクをすることが望ましいと考えられます。ただし、天候や気温、運動中など、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高い場合は、他者と十分な距離を保ち、室内の換気を行うなど対策を行ったうえで、マスクを外すことも可能です。

(4) 活動後

ア 利用した場所の消毒や掃除

普通使用許可書に利用場所の原状復帰と清掃が規定されていますが、それに加えて2ページから3ページ（1）ウ、エのとおり事前調整で決めた場所・方法による消毒を行います。

イ 利用後は利用場所や学校敷地内、門付近にとどまらず、速やかに解散する

利用後は清掃や消毒が終了次第、退出し帰宅してください。

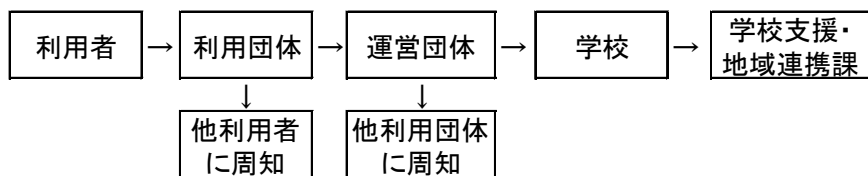
(5) その他

各学校で（1）～（4）以外に個別に定める事項がある場合はチェックシートに欄を追加して記載し、学校と運営団体の双方で調整内容を確認します。また、チェックシートの他に文書を作成して取り交わしても問題ありません。

4 感染者等(感染疑い、濃厚接触含む)が発生した場合

感染の報告など状況が分かり次第、速やかに関係団体へ連絡します。そのため、関係各所の連絡体制をあらかじめ整理し、確実に報告できる体制を整えてください。利用者が感染した場合、感染者が活動した施設を使用する学校開放事業を中止してください。また、感染者の行動履歴把握などの区福祉保健センターの調査が実施された場合は協力をお願いします。

【感染確認時の連絡体制】



【情報連絡時の注意事項】

感染の情報は迅速に報告すると同時に、個人のプライバシーに十分配慮し、必要最小限の範囲で情報共有するなど取り扱いに注意してください。

感染症は誰にでも発症しうるものです。感染を理由とした偏見や差別が起きないように、十分ご注意ください。

## (1) 利用者（感染者等）

### ア 感染者

★医療機関から本人や保護者に診断結果が伝えられたら所属する利用団体に報告します。

※感染が判明した場合には、医療機関から本人（や保護者）に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から区福祉保健センターにも届出がなされます。

### イ 濃厚接触者

★わかり次第、所属する利用団体に報告します。

区福祉保健センターが濃厚接触者を特定し、本人や保護者に伝えられます。感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間自宅休養してください。

### ウ 感染が疑われる（PCR 検査を受ける）場合

★わかり次第、所属する利用団体に報告します。

検査結果が陰性と分かるまで、不要不急の外出を控え自宅で休養してください。

## (2) 利用団体

### ア 感染等の報告

★利用者からの報告に基づき、運営団体へ報告を行います。

濃厚接触者等が特定されるまでの間、利用団体としての活動を中止します。参加者の記録に基づき、同時期に同じ場所を利用した利用者に対して、不要不急の外出を控え、健康観察を行うよう感染症拡大防止について注意喚起を行います。

### イ 濃厚接触者の報告

★利用者からの報告に基づき、運営団体へ報告します。

濃厚接触者となった利用者へは、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間自宅休養するよう改めて指示し、活動に参加しないように伝えます。

### ウ 区福祉保健センターからの調査、消毒の指示

★調査・消毒の指示について、運営団体へ報告します。

区福祉保健センターが感染者の行動や濃厚接触者の特定等のため、調査を行う場合があります。調査に協力し、場所の消毒など指示があった場合はその指示に従います。

## (3) 運営団体

★利用団体から報告を受ける都度、学校に報告します。

濃厚接触者等が特定されるまでの間、同じ施設を使用する学校開放事業を中止し、所属する全利用団体へ中止の連絡を行います。なお、学校開放事業の再開については、必ず事前に学校と協議します。

※学校開放予約管理システム「なかまなび」の予約を取り消すよう、併せてご連絡ください。

#### (4) 学校

★運営団体からの報告を学校支援・地域連携課に報告します。

児童・生徒の健康状態を注視してください。学校教育に支障をきたすと判断される場合、濃厚接触者が特定された後も引き続き学校開放事業を中止することができます。再開時期は、運営団体と感染防止対策などを協議したうえで決定してください。

※感染者の発生や消毒の指示などは利用団体から報告が挙げられますが、学校において施設の消毒など判断に迷う場合は、区福祉保健センター福祉保健課に指示を仰いでください。

#### (5) 学校支援・地域連携課

学校支援・地域連携課は方面別事務所、健康教育課、小中学校企画課、その他関係所管課に速やかに情報を共有します。

### 5 自主事業について

地域貢献事業など、運営団体が主催する地域に向けたスポーツ・文化活動の企画・実施をお願いしておりますが、地域での感染症拡大防止のため当面の間、自主事業は中止してください。